

第3回下川町総合計画審議会(快適環境・地域づくり部会)会議録

日 時 令和4年9月27日(火)

午後6:40～8:00

場 所 ハピネス

《消防署》

出席者(委員): 高橋和之部会長、山崎春日副部会長、川島里美委員、奥村佐知子委員、
藤原佑輔委員

出席者(町): 伊東英晴署長、大野政弘副署長、濱田知道主幹、大滝達也主任

▽事務事業名「消防水利維持管理事業」

町 : 内容説明

委員 : 下川製箸の火災により改善が必要な水利等がありますか?

町 : 今回の火災現場周辺にある消火栓は、連結している水道管が75mmのため、複数の消防車が吸水するには限界があった。仮に40t級の防火水槽を設置した場合は、改善される。

委員 : 連結している水道管の交換と防火水槽の設置はどちらか安価か、検討していただきたい。

▽事務事業名「消防車両更新事業」

委員 : 一般車両なども納車まで1年待ちとなっていたりしますので、消防車両も前倒し購入など計画的に進めていただきたい。

委員 : 次年度の救急車購入時の入札時期は既に決まっているのか教えていただきたい。

町 : 入札時期は現段階では決まっていないが、年度当初に速やかに実施する予定である。

委員 : もし、消防車両もリースなどあれば今後検討していただきたい。

▽公共施設名「消防庁舎」

町 : 内容説明

委員 : 消防庁舎の建替計画で、消防署内では場所の選定を行っているのか。

また、昨年町長や各課課長で役場や消防の建設予定地の下見を行ったようだが、その辺りは情報共有できているのか教えていただきたい。

町 : 消防署内では場所の選定などはまだ行っていない。また、下見の件については事後報告を受けた。

委員 : 役場庁舎の建替計画と同時進行となっているが、人命に直結する施設のため、消防は単独のランドデザインを進めていった方が良い。

委員 : 都市計画では、消防庁舎は広い土地となっており、役場庁舎は公民館跡地または国道沿いとなっている。いつから役場と消防と一緒に建替予定になったのか疑問である。

町 : 役場と消防が離れている市町村があると思うので、役場と一緒に建替にこだわる必要がないのではないのでしょうか。一緒に計画することで、人命に関わる。消防施設の建替が遅れるのであれば本末転倒である。

▽公共施設名「第二分団詰所」

委員 : 一の橋の既存施設で、代替できそうな建物は無いのか。

町 : 大前提として、車両の保管場所が必要になってくる。現状では、無いと判断している。

委員 : お昼のサイレン吹鳴は毎日行っているのか。

町 : 毎日お願いしている。

《建設水道課》

出席者（委員）：高橋和之部会長、山崎春日副部会長、川島里美委員、奥村佐知子委員、
藤原佑輔委員

出席者（町）：平野好宏課長、平田豊和主幹、豊島琢磨主査、三宅章吾主査
西本直樹主査、磯部慎太郎技師

▽施策項目「積雪対策」

事務事業名「町道除排雪作業」

町：内容説明

委員：令和5年度でWA300を購入予定とのことだが、予算も記載されているので、見積もりは取っているということでしょうか。

町：そのとおり。補助事業であるので、振興局とは打ち合わせをしている。約4000万円の機械であるので、受注生産で、注文してから納入までかなりの日数が必要になる。

委員：令和5年早々に発注して、納入はいつになるか。

町：昔は半年くらいだったが、今はもう少しかかる。

委員：消防の時も話したが、早め早めの対応をしていかないと、年度内に事業が終了しない恐れがある。

町：シーズン前の10月には納入してもらいたいと考えている。年度の早い時期に注文したい。

委員：入札になるのか。

町：そのとおり。機械としては日立やコマツなどがあるが、入札して安いところで購入する。

委員：置換えが必要な機械なので早めの対応をお願いしたい。

▽施策項目「景観・公園」

公共施設名「桜ヶ丘公園センターハウス「フレペ」」

町：内容説明

委員：フレペの利用料が営利目的だと5倍となっており、ワークショップなどの実施の採算がとれず、出来ない方がいる。単純に安くしろというわけでは

ないが、急に利用料が跳ね上がっているの、見直しをしてほしいという声を聞く。

町 : 目的をもって事業を実施したいけれども、難しいときは教育委員会などと連携して実施して利用料をおさえる等、行政に相談していただき解決できることもあると思う。

委員 : 現状、相談してうまくやろうとしている人もいるが、料金を安くしてほしいとごねたと思われるのが嫌だということで遠慮する方もいる。主婦でハンドメイドの活動している方が、どこか販売する場所やワークショップでできる場所があればという話を聞く。使用料で収入を増やすというより、町民の活動を支える方が優先度が高いと思う。制度として使いやすくできたら良いと思う。質問ではなく、意見として言わせてもらった。

委員 : フレペの営業時間は年2回変わると思うが、広報や端末に載るのか。

町 : 端末でお知らせはしている。

委員 : 端末は1回見逃すと遡ってまで見ない。広報やLINEに載せることは可能なのか。

町 : 載せることはできる。フレペにはホームページがあるので、そこを見てもわかると思う。

委員 : LINEを登録していれば町の情報が入ってきて良いと思っているが、年2回営業時間が変わるのを載せてもらおうと町民が知ることができ、利用しようと思うのかと思う。

委員 : 営利目的の件で、他の施設も含め全体的なことかと思う。営利目的とはどの範囲のことを言っているのか。先ほどあった主婦のクラフトなどは営利ではないのでは。

町 : 今は少ないが、訪問販売などで会場がないので、町民会館の1室で物を売らせてほしいというものがあつた。条例も昔に制定されたものを引き継いでいるというのも多分にあると思う。現状としては話し合いで営利利用料免除されるくらいしかない。今後の利用料の設定で、今の意見を参考にしていきたいと思う。

委員 : 公共料金を見直す話もあつたので、併せて営利目的の中身も検討してもらいたい。

- 委員 : フレペの夏場の時間が変更になって、利用しやすいという話を聞く。
公共トイレの件もありがとうございました。駐車スペースが広くなり、良かったと思う。トイレがなくなって困るという声は聞く。
- 町 : 利用していた人はいる。聞いた限りではヘルパーの方が訪問先の間で利用していたようだ。トイレはバス待合所やコモレビ、バスターミナルに日中使えるトイレはある。夏場であればにぎわいの広場のトイレが24時間開いている。
- 委員 : 卵の自動販売所も使える。
- 町 : バス停は末武商店や信金前、寿フードセンター、バスターミナルが使える。商店にもトイレを設置しているところもある。街なかの24時間トイレは錦町だけで、深夜と早朝の利用が考えられたが、周知を徹底して除却した。
- 委員 : フレペに植えられている果物を採って怒られている人を見た。管理の担当者次第だと思うが、施設の目的としてどういう活用を意図しているのか。委託されている団体でもはっきりしていないのか。職員によっては少しだったら良いという人もいれば、採るなという人もいる。どういう目的の施設か管理している側もずれているのではないか。管理団体と意図を合わせてほしい。
- 町 : 果物を採った話は初めて聞いた。指定管理をしているが、全てが共通認識ではないので、指定管理者から相談を受ければ協議して、方向性を周知できる。疑問があれば指定管理者に伝えたり、役場に直接言ってもらえると検討できるので、疑義があれば、協議しながら進めていきたいと思う。
- 委員 : 実際、果物を採ったら駄目なのか。
- 委員 : 外国人労働者が大量に採っていったことがあって、それが問題になったのは聞いたことがある。1房採っただけで怒られた人もいれば、もらえた人もいる。
- 町 : 観賞用ということもあり得るし、食する楽しみ方もあると思う。少量を採る程度ならいいのかと思う。
- 委員 : 公共施設の問題は担当者と反りが合わなくてうまく活用できないイメージがあるので、管理者に施設の活用方針をしっかりと伝えてもらいたい。
- 委員 : 利用者からの苦情の対応を役場から指定管理者へ伝えることはできるか。

- 町 : 一方的にというよりは協議して決めることになる。
- 委員 : 建物を建てる時にわざわざ果物の木を植えたのだと思う。食べることだけが目的ではないだろうが、楽しみの一つとしてあると思う。ハーブもあるが、採っていいのかわからない。
- 委員 : 採って良いそうだ。それを使って蒸留体験しても良いようだが、どこにも記載されていない。
- 委員 : 情報があまり流れないのが原因かもしれない。

▽施策項目「住宅」

事務事業名「公営住宅」「町営住宅」

- 委員 : 今住んでいる住宅があるが、別に公営住宅、町営住宅を借りている人は把握しているか。
- 町 : 把握している。そういう方については退去をお願いしている。
- 委員 : 返事はどうか。
- 委員 : 直接言っているのか。
- 町 : 直接言っている。退去のお願いをしているが、忙しくて片付けが出来ない等の事情あるようだが、出来るだけ早い解決をお願いしている。
- 委員 : 公営住宅、町営住宅は長寿命化計画を見直して事業をやっていると思うが、様々な家族構成に対応できる住宅を整備するのはもちろんだが、下川町としてもゼロカーボン宣言しているので ZEH、そこまでいかななくてもそれを目指すような性能の住宅を整備する計画はあるか。
- 町 : 計画はある。現在、設計が終わっている住宅は対応していないが、新たに設計するものは ZEB、ZEH 仕様のものにしていかなければならないと考えている。
- 委員 : 町営住宅には教員住宅も含まれているという説明だったが、元教員住宅はどうか。
- 町 : 元教員住宅も、今の教員住宅も町営住宅に含まれる。町営住宅として管理しているが、教員住宅として整備された住宅である。
- 委員 : 教育住宅のリフォームについては教育委員会かもしれないが、教員で下川に住まない方もたくさんいるので、住宅を快適なものにする等率先して行

えば家族と居住してもらえるのかと思う。計画等はあるのか。

町 : 教員住宅は教育委員会にはなるが、住宅自体も昭和50年代に建ったものが多いので、改修も限界がある。計画的に整備していきたい。

委員 : 予算は教育委員会か。

町 : そのとおり。教員住宅として整備すれば起債が使えて、交付税補填があり、有利である。町営住宅だと町単独で建てることになる。

委員 : 小学校、中学校、高校とそれぞれあるので、住んでもらえればと思う。

町 : 児童、生徒が減っても教員の数は減らない。

委員 : むしろ増えると聞く。

町 : 小学校で30人くらいの教員がいるが、数は変わらない。

委員 : 去年も聞いたペットの問題で、進捗はどうか。

町 : 内部で協議したが、実行は非常に難しい。前回の総計の時に意見をいただいて、古い住宅をペット専用住宅すればよいのではないかとあったが、いずれ除却するときにはペットの行き場所がなくなる。ペット禁止しているのは環境整備が入居者の義務となっているので、鳴き声などで近隣への迷惑となることや、家の中に匂いが付いたり、アレルギー物質の問題が発生してしまうと、次の入居者に迷惑をかけてしまう。そういうことが無いようにするのが基本なので、意見をいただいたが、実行することが非常に難しい。ペットをすでに持っている方が移住しようとしても公営住宅に住めないということがあるが、公営住宅は所得の低い人が低廉、安価で住める住宅を提供し、それを回していかななくてはいけない。次々と入居者がいるものなので、認めるのは難しい。

委員 : 難しいというのは、ペットを持っている人の退去が難しいということか。

町 : ペットを許可した住宅は難しいということである。

委員 : 今、ペットを飼っている方の退去はどうか。

町 : 前回の話では不公平感が出るとのことだったので、建設水道課としては、現在、ペットを飼っている方は手放すよう厳しく指導していくしかない。

委員 : 厳しく言うことはできないのか。

町 : できる。

委員 : 対応してもらえるか。

- 町 : なかなか難しい。私が担当の時は高齢の方が多かったので、聞く耳を持ってもらえないことが多かった。
- 委員 : 退去するときには美装が相当かかると思うが、請求はしているのか。
- 町 : 請求している。過去にあったのは床へ尿の臭いが染みており、部分張替をしたり、壁に爪痕があれば壁紙の張替を行った。
- 委員 : 町としてペット可の住宅を建てるのは難しいとのことだが、民間を巻き込んで行う可能性はあるのか。
- 町 : 今までも民間賃貸住宅の建設補助金で民間住宅の整備を行ってきたが、ペット専用住宅として整備することを民間にお願いすることは可能かと思う。修繕費の積み立てとして家賃が上がってしまうのはあると思う。公営住宅の場合は家賃が決まっているので、家賃の上乗せは現状考えられない。
- 委員 : 公営住宅を民間に払い下げてペット可の住宅として利用することはできるか。
- 町 : 街なかの住宅は将来的に建替えを考えているので難しい。考えられるとすれば、除却を予定している住宅を普通財産にして売却することは、前例がないが可能性はある。例えば上名寄や一の橋の住宅であれば可能かと思う。
- 委員 : 現実的ではないかもしれない。お年寄りがペットを飼っていることが多いと思うので、郊外に行けば利便性が悪くなる。
- 委員 : 旭町団地などの街なかの古い住宅はどうか。
- 町 : 旭町団地は建て替えを計画している。実施するとなれば建替えを行わない住宅となる。
- 委員 : 民間を含めて方策を検討してほしい
- 委員 : ペットがいるが、民間の空き家がなくて移住をあきらめた例はあるのか。
- 町 : ペットに関してはわからないが、民間賃貸がなくて公営住宅に相談をする方が多い。公営住宅も空きが少ないので、入居できない方もいる。